

キャリア教育だより

平成29年2月22日

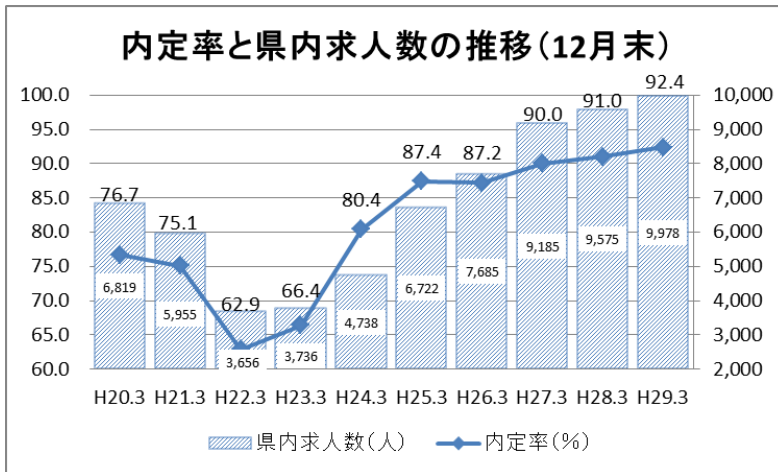
第67号

高校教育課

文部科学省調査 平成29年3月卒業予定者内定状況（12月末）

文部科学省より、12月末現在の就職内定状況について発表がありました。本県は92.4%で全国平均の90.9%より1.5ポイント上回っています。これは、各学校の就職にむけた取組や、就職希望者の進路意識が年々高まっていることと、求人数が年々増加していることによるものと考えています。

なお、最新の1月末現在の宮城県の内定状況は94.8%となり、前年比で1.0ポイント上回りましたが、就職未内定者がまだ244名、進路未定者も52名おられますので、引き続き、就職内定・進路決定にむけて努力してほしいと思います。



これから社会へ出る卒業生の皆様へ（労働法ガイドブック宮城版）より

高校3年生（定時制は4年生）は、あと少しで卒業です。就職者も進学者も4月からはこれまでと違った新しい環境で生活することになります。特に就職者は、やりがいや生きがいを持って働くことができるよう、働くためのルールである労働法を知っておくことが大切です。以下に、最低限必要な労働法の内容を紹介させていただきますので、詳しくはお手元に配布済みの『読んでみるっちゃ!』を参照してみてください。



第1 働き始める前に知っておきたいこと

- Q1: 求人内容【「求人広告」にいい条件がたくさん書いてあるけどそのまま信用して大丈夫?】
 Q2: 労働契約(就業規則)【面接で即採用、「給料は働きぶりを見て決める」って言われたけど、これってあり?】
 Q3: 内定取消【入社日の直前になって会社の業績悪化を理由に内定取消、これってあり?】

第2 働くときのルール

- Q4: 賃金【「最初は時給500円」、これってあり?】
 Q5: 賃金(労働条件の変更)【不景気を理由に急に給料を下げられた、これってあり?】
 Q6: 賃金・労働時間【毎日遅くまで残業させられる上に残業代が全然出ない、これってあり?】
 Q7: 休暇・休日【「ライブに行きたいという理由で有給休暇は取れません!」これってあり?】
 Q8: 両立支援・均等取扱い【「妊娠したら辞めてもらう」って言われたんだけど、これってあり?】
 Q9: 社会保険・労働保険【仕事中にケガ。治療費は自己負担って言われたけど、これってあり?】
 Q10: 就業形態による違い【働き方の違いって...?】

第3 仕事を辞めさせられるとき、辞めるとき

- Q11: 解雇【ミスが原因で「もう明日から来なくていい」って、これってあり?】
 Q12: 退職【会社を辞めようとしたけど辞めさせてもらえない、これってあり?】

第1

- A1: 自分の働く条件は労働契約を結ぶ前にしっかり確認しよう。
 A2: 働く際には会社は労働条件をはっきり示さなくてはなりません。
 A3: 内定＝労働契約成立と認められる場合、社会の常識にかなう納得できる理由がなければ内定取消は無効です。

第2

- A4: 最低賃金が決められています。(宮城県は726円 H28.8現在)
 A5: 会社は支払うと約束した賃金をきちんと支払わなければならない。
 A6: 会社は法定労働時間を超えた労働には割増賃金を支払う義務があります。
 A7: 有給休暇は利用目的を問われることなく取得できます。
 A8: 妊娠などを理由とする退職強要、解雇などの不利益な取扱いは法律で禁じられています。
 A9: 仕事が原因のケガは労災保険が適用され、自分で負担する必要はありません。
 A10: 違いをよく理解した上で働き方を選びましょう。

第3

- A11: 解雇には社会の常識にかなう納得できる理由が必要となります。
 A12: 辞めさせてもらえないなど働いている会社とトラブルがあったら総合労働相談コーナーに相談しましょう。

※『読んでみるっちゃ!』を持っていない方は、下記の厚生労働省のHPへ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/> (まんが労働法Q&A)